ふるさと納税によるＳＤＧｓ推進事業募集要項

１　募集目的

ふるさと納税を活用し、「ふくいSDGsパートナー」のSDGs関連商品・サービス、活動の背景・目的を紹介することを通して、福井県内のSDGsに関する活動を全国に発信していくとともに、当活動への賛同を広げていくことを目的とします。

２　商品・サービス提供事業者

ふるさと納税によるSDGs推進事業の商品・サービス提供事業者（以下、「提供事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体等とします。

(1)「ふくいSDGsパートナー」に登録しており、かつ SDGsに関連する商品をふるさと納税の返礼品として提供できる企業・団体等であること。なお、返礼品の内容については「3　対象商品・サービス」において定めることとする。

(2)法人格を有しない団体については、定款・規約・会則等を有すること。

(3)県税・地方消費税を滞納していないこと。

(4)宗教活動や政治活動を行っていないこと。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、その利益となる活動を行っていないこと。

３　対象商品・サービス

「ふるさと納税によるSDGs推進事業実施要領」第4条に掲げる商品・サービスとは、次の掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1)申請時点で福井県内の市町において返礼品の対象となっていないこと。

(2)返礼品の品質および数量において、安定して供給できる体制を整備しているものであること。

(3)食品については、返礼品の発送日から賞味期限までに3週間以上の期間を有しているもので、通常便の宅配便などで発送可能な商品であること。

(4)食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

４　返礼品応募の手続き等

(1)募集期間

令和7年4月3日（木）～令和7年5月30日（金）

(2)商品・サービス数

10件程度

(3)提出書類

返礼品内容申請書（実施要領において定める様式第1号）

添付書類
県税の納税証明書または県税の納税状況の確認について（別紙3）
地方消費税の納税証明書
その他、事業の内容が分かる資料を添付して下さい。

（4）提出部数
1部

（5）提出先（電子メールまたは郵送で募集期間内に提出してください）
福井県未来創造部未来戦略課
（住所）〒910-8580　福井市大手3丁目17－1　福井県庁7階
（電話）0776-20-0759
（e-mail）fukui-sdgs@pref.fukui.lg.jp

5　事業認定の方法

県は審査会を開催し、以下の基準により書面にて審査を行い、返礼品となる対象商品・サービスを認定します。

① 本県のSDGs活動の趣旨に沿うものであるか。
② 商品の独自性や先進性などを有し、本県の SDGs 活動への発信につながるものか。
③ ふくい SDGsパートナー同士の連携や地域の課題解決につながるなど、本県の SDGs活動の発展に寄与するものか。

審査結果は応募者全員に通知します。なお、審査経過については公表しません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

6　寄付金の募集

知事は、上記5で認定した返礼品をふるさと納税サイトに掲載し、寄付金を募集します。

7　返礼品代金の支払い

県は予算の範囲内において、返礼品代金として、以下の金額を提供事業者に支払います。

（返礼品本体の単価×提供した個数＋梱包・発送に要する経費（いずれも、税別の場合は消費税率を乗じた金額））

提供事業者は、寄付者への返礼品の提供が完了したのち、納品書および請求書を知事に提出することとします。知事は、これらの書類の提出を受けた場合は、所定の検査を行ったのち、返礼品代金等を支払います。

なお、寄付者の情報は、返礼品送付の目的以外に使用することを禁じます。情報漏えい防止のための必要な措置を講じ、細心の注意を払ってください。

８　認定の取り消し

虚偽の申請により認定を受けたときなどは事業認定を取り消すことがあります。

９　代金の返還

不正な行為によって返礼品代金等の支払を受けたと認められる場合は、認定を取り消した上、支払額の一部または全額を返還させることがあります。

10　オンライン説明会の開催

日　　時：令和7年4月15日（火）13：30～14：00
内　　容：①内容の説明
　　②質疑応答
開催方法：オンライン（Teams）
　　※参加申込みはこちら（4月14日（月）〆切）
　　https://forms.office.com/r/XzMd0s6w56